

# 「津市子ども計画」（案）に係る意見募集について

「津市子ども計画」（案）を作成しましたので、パブリックコメント手続きに基づき公表します。また、下記の要領によりご意見を募集します。

## 1. 案件

「津市子ども計画」（案）

## 2. 趣旨・目的

令和5年4月に子ども基本法が施行され、同法に基づき国は「子ども大綱」を策定しました。市町村は、同法に基づき、「子ども大綱」を勘案した上で当該市町村における子ども施策についての市町村子ども計画を定めるよう努めることとされています。

これまで本市は、子ども・子育て支援法に基づき平成27年に第1期津市子ども・子育て支援事業計画、令和2年に第2期津市子ども・子育て支援事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等に取り組んできましたが、子ども施策のさらなる充実を図るため、第3期津市子ども・子育て支援事業計画等を包含した津市子ども計画（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定します。

## 3. 意見を提出できる方

- (1) 市内に在住、在勤又は在学の方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) パブリックコメント手続きに係る案件に関し利害関係のある方



津市子ども計画（案）  
パブリックコメントHP

## 4. 募集期間

令和6年11月18日（月）～令和6年12月17日（火）必着

## 5. 閲覧・配布場所

市のホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）、子ども政策課（本庁舎3階）、情報公開室（本庁舎7階）、各総合支所市民福祉課（福祉課）

## 6. 意見の提出方法

『「津市子ども計画」（案）に関する意見』と明記し、必ず住所・氏名（法人その他の団体の場合は、所在地・名称・代表者の氏名）をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。電話でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

- (1) 直接持参 津市役所健康福祉部子ども政策課（本庁舎3階）に提出してください。
- (2) 郵送 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 「健康福祉部子ども政策課宛」
- (3) ファクシミリ 059-229-3451 「健康福祉部子ども政策課宛」とご記入ください。
- (4) 電子メール 229-3390@city.tsu.lg.jp ※ご意見は日本語で記入してください。

## 7. 意見の処理方法

提出されたご意見などを考慮して、最終案をとりまとめさせていただきます。提出されたご意見などに対する個別の回答はいたしません。ご意見に対する考え方等をまとめ、公表する予定です。また、提出されたご意見については、住所、氏名等の個人的な情報等を除き、その内容を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

**お問い合わせ 子ども政策課 電話番号 059-229-3390**